

令和元年度 雇用環境・均等室における法施行状況

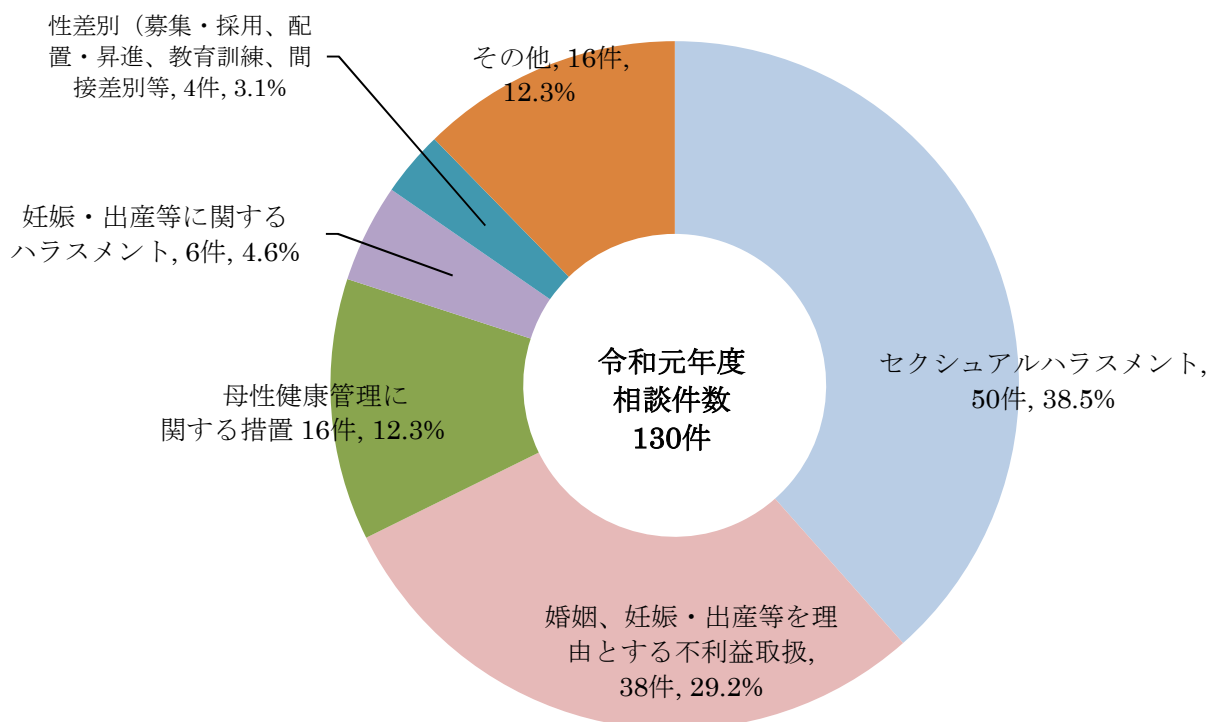
鳥取労働局雇用環境・均等室

【相談の状況】

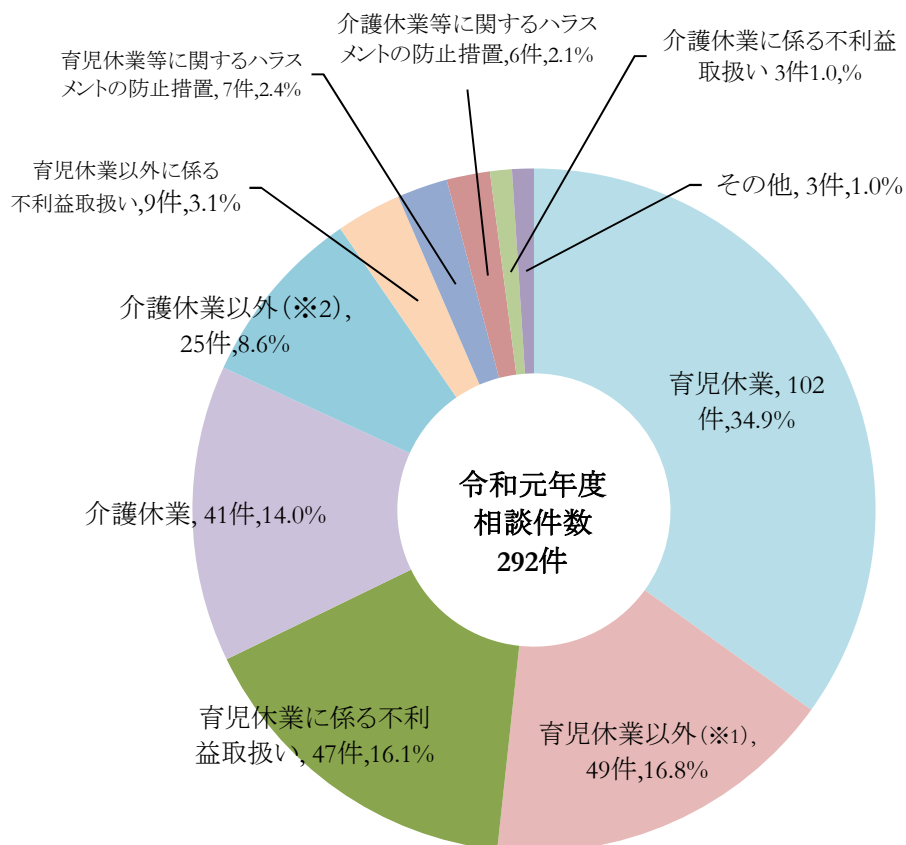
- 雇用環境・均等室へ寄せられた相談は、525件。
- 男女雇用機会均等法に関する相談は130件、うちセクシュアルハラスメントに関する相談は50件で、38.5%を占めている。
- 育児・介護休業法に関する相談は292件で、相談内容については、「育児休業」が102件で最多。次いで育児休業以外（子の看護休暇、所定外労働時間の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、労働者の配置に関する配慮）が49件、育児休業に係る不利益取扱が47件と続いている。

(資料1参照)

男女雇用機会均等法に関する相談内容



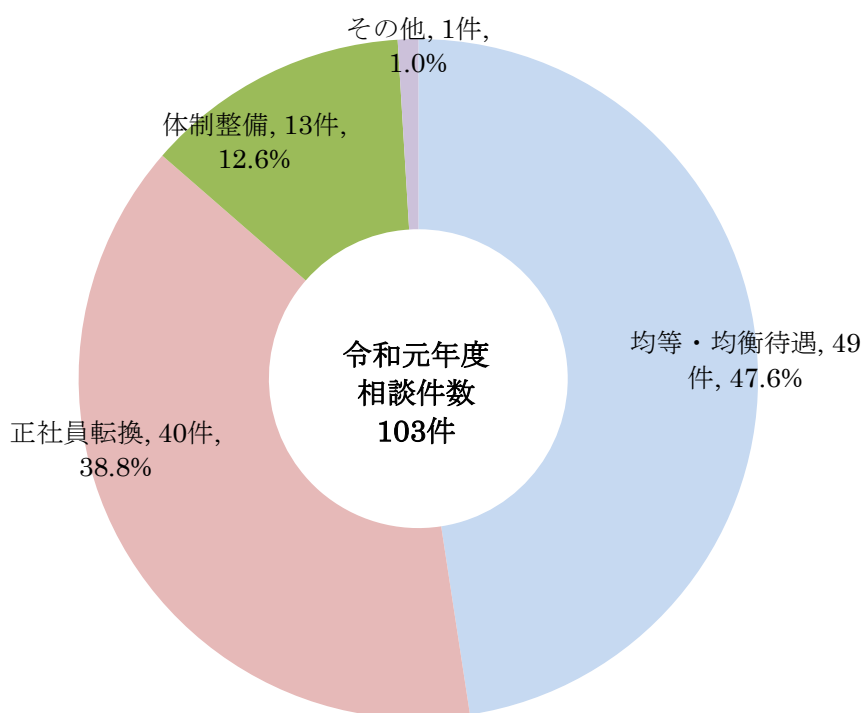
育児・介護休業法に関する相談内容



※1 子の看護休暇、所定外労働時間の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、労働者の配置に関する配慮

※2 介護休暇、所定労働時間の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、労働者の配置に関する配慮

パートタイム労働法に関する相談内容



【行政指導の状況】

- ・ 男女雇用機会均等法に関する指導状況は、257件、指導事項は「妊娠・出産等に関するハラスメント」89件(34.6%)が最多である。
- ・ 育児・介護休業法に関する指導件数は、752件で、指導事項は「育児休業などに関するハラスメント防止措置」「介護休業などに関するハラスメント防止措置」が、ともに92件で、この2つの項目で、全体の24.5%を占めている。
- ・ パートタイム労働法に関する指導件数は、29件で、指導事項は「賃金」16件(55.2%)が最多である。
(資料2参照)

【紛争解決援助制度活用の状況】

- ・ 労働局長による紛争解決援助制度の受理件数は、3件であり、内容は、「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い」「育児休業を取得したことによる不利益取扱」である。
- ・ 労働局長による調停の受理件数は、3件であり、内容は、「セクシュアルハラスメント」である。
(資料3参照)

1 相談内容の内訳

資料 1

男女雇用機会均等法

(件)

	総計															
	労働者				事業主				その他							
	平成30年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度	
性差別(募集・採用、配置・昇進、教育訓練、間接差別等)	5	2.7%	4	3.1%	1	0.8%	3	4.2%	1	2.5%	0	0.0%	3	18.7%	1	3.2%
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱	38	20.9%	38	29.2%	35	27.8%	21	29.2%	3	7.5%	5	18.5%	0	0.0%	12	38.7%
セクシュアルハラスメント	91	50.0%	50	38.5%	68	54.0%	32	44.5%	15	37.5%	7	25.9%	8	50.0%	11	35.5%
妊娠・出産等に関するハラスメント	18	9.9%	6	4.6%	10	7.9%	5	6.9%	7	17.5%	0	0.0%	1	6.3%	1	3.2%
母性健康管理に関する措置	22	12.1%	16	12.3%	9	7.1%	6	8.3%	9	22.5%	8	29.7%	4	25.0%	2	6.5%
その他	8	4.4%	16	12.3%	3	2.4%	5	6.9%	5	12.5%	7	25.9%	0	0.0%	4	12.9%
合計	182	100.0%	130	100.0%	126	100.0%	72	100.0%	40	100.0%	27	100.0%	16	100.0%	31	100.0%

育児・介護休業法

(件)

	総計															
	労働者				事業主				その他							
	平成30年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度	
育児休業	83	40.5%	102	47.6%	29	42.0%	38	38.0%	35	35.4%	40	54.8%	19	51.4%	24	58.5%
育児休業以外(子の看護休暇、所定外労働時間の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、労働者の配置に関する配慮)	66	32.2%	49	22.9%	15	21.7%	12	12.0%	39	39.4%	24	32.9%	12	32.4%	13	31.7%
育児休業に係る不利益取扱	34	16.6%	47	22.0%	24	34.8%	40	40.0%	9	9.1%	5	6.8%	1	2.7%	2	4.9%
育児休業以外に係る不利益取扱	5	2.4%	9	4.2%	1	1.5%	9	9.0%	3	3.0%	0	0.0%	1	2.7%	0	0.0%
育児休業等に関するハラスメントの防止措置	17	8.3%	7	3.3%	0	0.0%	1	1.0%	13	13.1%	4	5.5%	4	10.8%	2	4.9%
小計	205	100.0%	214	100.0%	69	100.0%	100	100.0%	99	100.0%	73	100.0%	37	100.0%	41	100.0%
介護休業	36	42.3%	41	54.7%	3	42.9%	7	58.3%	23	37.7%	27	52.9%	10	58.8%	7	58.3%
介護休業以外(介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、労働者の配置に関する配慮)	30	35.3%	25	33.3%	4	57.1%	2	16.7%	23	37.7%	20	39.2%	3	17.7%	3	25.0%
介護休業に係る不利益取扱	1	1.2%	3	4.0%	0	0.0%	3	25.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
介護休業以外に係る不利益取扱	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
介護休業等に関するハラスメントの防止措置	18	21.2%	6	8.0%	0	0.0%	0	0.0%	14	23.0%	4	7.9%	4	23.5%	2	16.7%
小計	85	100.0%	75	100.0%	7	100.0%	12	100.0%	61	100.0%	51	100.0%	17	100.0%	12	100.0%
その他	4		3		1		0		3		3		0		0	
合計	294		292		77		112		163		127		54		53	

パートタイム労働法

(件)

	総計															
					労働者				事業主				その他			
	平成30年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度		平成30年度		令和元年度	
均等・均衡待遇	2	40.0%	49	47.6%	1	50.0%	9	42.9%	1	50.0%	32	47.8%	0	0.0%	8	53.3%
体制整備	2	40.0%	13	12.6%	0	0.0%	4	19.0%	1	50.0%	6	8.9%	1	100.0%	3	20.0%
正社員転換	0	0.0%	40	38.8%	0	0.0%	7	33.3%	0	0.0%	29	43.3%	0	0.0%	4	26.7%
その他	1	20.0%	1	1.0%	1	50.0%	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	5	100.0%	103	100.0%	2	100.0%	21	100.0%	2	100.0%	67	100.0%	1	100.0%	15	100.0%

2 行政指導の状況

(1) 男女雇用機会均等法関係

124業場を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの違反のあった103事業場に対し、257件の行政指導を行った。

(件)

	平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合
募集・採用	0	0.0%	0	0.0%
配置・昇進・降格・教育訓練、福利厚生	0	0.0%	3	1.2%
間接差別	0	0.0%	0	0.0%
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱	1	0.4%	1	0.4%
セクシュアルハラスメント	82	32.2%	79	30.7%
妊娠・出産等に関するハラスメント	121	47.4%	89	34.6%
母性健康管理	51	20.0%	83	32.3%
その他	0	0.0%	2	0.8%
合計	255	100.0%	257	100.0%

(2) 育児・介護休業法関係

125事業場を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの違反のあった121事業場に対し、752件の行政指導を行った。

(件)

	平成30年度		令和元年度		
	件数	割合	件数	割合	
育児関係	休業制度	49	24.9%	56	17.4%
	休業に係る不利益取り扱い事案	1	0.5%	1	0.3%
	子の看護休暇の制度	17	8.6%	20	6.2%
	所定外労働の制限の制度	9	4.6%	16	5.0%
	時間外労働の制限の制度	9	4.6%	23	7.2%
	深夜業の制限の制度	1	0.5%	10	3.1%
	所定労働時間の短縮措置等(23条)	21	10.6%	32	10.0%
	所定労働時間の短縮措置等(24条)	0	0.0%	64	19.9%
	休業などに関するハラスメント防止措置	89	45.2%	92	28.7%
	休業期間等の通知	1	0.5%	7	2.2%
小計	197	100.0%	321	100.0%	
介護関係	休業制度	72	28.7%	72	19.8%
	介護休暇の制度	13	5.2%	20	5.5%
	所定外労働の制限の制度	20	8.0%	24	6.6%
	時間外労働の制限の制度	4	1.6%	17	4.7%
	深夜業の制限の制度	1	0.4%	9	2.5%
	所定労働時間の短縮措置等(23条)	52	20.7%	66	18.2%
	所定労働時間の短縮措置等(24条)	0	0.0%	63	17.4%
	休業などに関するハラスメント防止措置	89	35.4%	92	25.3%
	休業期間等の通知	0	0.0%	0	0.0%
小計	251	100.0%	363	100.0%	
職業家庭両立推進者	58		68		
合計	497		752		

(3)パートタイム労働法関係

99事業場を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの違反のあった21事業場に対し、29件の行政指導を行った。

(件)

	平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合
労働条件の文書交付等	69	36.1%	0	0.0%
就業規則の作成手続	0	0.0%	1	3.4%
賃金	9	4.7%	16	55.2%
教育訓練	3	1.6%	6	20.8%
通常の労働者への転換	48	25.1%	1	3.4%
措置の内容の説明	4	2.1%	1	3.4%
相談のための体制整備	29	15.2%	0	0.0%
短時間雇用管理者	29	15.2%	4	13.8%
指針第2 基本的考え方	0	0.0%	0	0.0%
合計	191	100.0%	29	100.0%

3 紛争解決援助の件数

1 男女雇用機会均等法に基づくもの

(1) 労働局長による紛争解決の援助

(件)

	平成 30 年度	令和元年度
妊娠・出産等を理由とした不利益取扱	1	2
セクシュアルハラスメント	0	0
妊娠、出産等に関するハラスメント	1	0
合計	2	2

(2) 調停

	平成 30 年度	令和元年度
妊娠・出産等を理由とした不利益取扱	1	0
妊娠、出産等に関するハラスメント	1	0
セクシュアルハラスメント	0	3
合計	2	3

2 育児・介護休業法に基づくもの

(1) 労働局長による紛争解決の援助

(件)

	平成 30 年度	令和元年度
休業に係る事案(有期契約労働者に係る事案を除く)	0	0
期間雇用者育児休業	0	0
育児休業を取得したことによる不利益取扱	0	1
育児短時間勤務	0	0
合計	0	1

※「労働局長による紛争解決の援助」とは、労働局長が、労働者と事業主の間の紛争について客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示(助言・指導・勧告)することにより紛争の解決を図る制度。

(関係法令: 男女雇用機会均等法第 17 条、パートタイム労働法第 24 条、育児・介護休業法第 52 条の 4)

※「男女雇用機会均等法に基づく機会均等調停会議による調停」とは、紛争当事者(労働者と事業主)の間に第三者(調停委員)が関与し、当事者双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争の解決を図る制度。

(関係法令: 男女雇用機会均等法第 18 条。また、パートタイム労働法及び育児・介護休業法にも同趣旨の規定がある(パートタイム労働法第 25 条、育児・介護休業法第 52 条の 5)。)